

新旧対照表

●使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則  
 ○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）に関する資料

		新	
		別表第二（第四条第一項） 一～百二十六 略 百二十六の二 <b>テクノスクール入校選考料</b> 百二十七～百三十三 略	
別表第三（第九条）			
略	略	略	施設
六十五歳以上の者が使用する場合	博物館（房総のむらを除く。）（年間入場料又は全館共通年間入場料を納入して使用する場合及び現代産業科学館の駐車場を除く。）	博物館（房総のむらを除く。）（現代産業科学館の駐車場を除く。）	
		旧	
		別表第二（第四条第一項） 一～百二十六 略 百二十六の二 <b>職業能力開発校入校選考料</b> 百二十七～百三十三 略	
別表第三（第九条）			
略	略	略	施設
六十五歳以上の者が使用する場合	博物館（房総のむらを除く。）（ <b>中央博物館分館</b> の駐車場を除く。）	博物館（房総のむらを除く。）（年間入場料又は全館共通年間入場料を納入して使用する場合 <b>並びに中央博物館分館海の博物館及び現代産業科学館</b> の駐車場を除く。）	